

〔 農漁業保険審査会 議事録 〕

日時：令和３年５月３１日（月）１３：００～

場所：農林水産省本館第３特別会議室

○大橋保険課課長補佐

定刻でございますので、ただいまから、農漁業保険審査会を開会いたします。

私は、事務局を担当しております経営局保険課の大橋でございます。

本日は、この度、任命されました本審査会委員による初めての会合でございますので、会長が決まるまでの間、私が司会を務めさせていただきます。

まず、本審査会の定数は１５名ですが、現在１４名の委員にご出席をいただいておりますので、農漁業保険審査会令第３条第１項の規定により、本審査会が成立していることをご報告申し上げます。

また、本審査会は、農漁業保険審査会運営規程第４条の規定により、申立についての審査に関する会議を除きまして、公開となっており、同運営規程第８条の規定により議事録を作成するとともに、議事録につきましても、申立についての審査に関する会議を除きまして公開となっております。

議事録は会議終了後、速やかに事務局で作成し、ご送付いたしますので、委員の皆様におかれましては、速やかな内容確認をお願いいたします。

また本審査会は、新型コロナウイルス感染症の影響により東京都に緊急事態宣言が発令されていることを踏まえ、Web会議システムを導入して実施することといたします。会議途中で映像や音声等に不具合が生じるおそれがありますが、ご了承の程お願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、松尾審議官からご挨拶を申し上げます。

○松尾審議官

ただいま御紹介いただきました経営局審議官の松尾でございます。農漁業保険審査会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、委員の皆様方におかれましては、委員就任を快くお引き受けいただき、また、御多用の中、本審査会に御出席をいただき、御礼申し上げます。

我が国は、自然災害に見舞われることが多く、農業及び漁業に係る災害補償制度は、農業者及び漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、災害対策の中心的な役割を果たしています。

農漁業保険審査会は、この農業及び漁業に係る災害補償制度に関し、政府の行う再保険等について、連合会等に不服がありますときは、本審査会に審査を申立てることができることとされており、制度を円滑に運営していく上で、大変重要な位置付けとなっております。

これまでは、本審査会での審査が行われたことはありませんが、今後、本審査会に審査の申立てがあった場合には、委員の皆様方におかれましては、適切な審査をいただくようお願い申し上げます。

農業及び漁業に係る災害補償制度の最近の動向を少しご紹介させていただきます。

まず、農業保険制度につきましては、原則全ての農産物を対象に、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する収入保険が平成 31 年 1 月からスタートしております。

制度開始から 3 年目となりますが、新型コロナウイルス感染症による収入減少に対しても補填（ほてん）が行われるなど、農業者の関心も高まっており、本年 3 月末時点では、5 万 7 千経営体の農業者の方に参加いただいております。

また、自然災害により農作物等の損失を補償する農業共済にあつては、特に近年、農業用ハウスに豪雪や台風などの被害が頻発（ひんぱつ）していることから、園芸施設共済の加入拡大が緊要（きんよう）であり、より多くの農業者に参加いただけるよう、最近でも、ハウスの再建築価額の 10 割まで補償水準を引き上げるなどの補償の充実を図っております。

次に、漁船損害等補償制度につきましては、東日本大震災を踏まえ、平成 29 年に全国規模の保険組合を設立し、財務基盤の強化を図ったところであり、その後、安定的な運営が行われ、令和元年度の引受隻数は 15 万 8 千隻となっております。

また、漁業災害補償制度につきましては、近年の不漁やコロナ禍における魚価の低迷により、漁業者に対する共済金の支払いが増加傾向にあります。令和元年度の加入率は 81% と、多くの漁業者の経営を支えるセーフティネットとして機能しているところです。

さて、本日の審査会の議題は、会長の選出、部会所属委員の指名、部会長の選出などとなっております。本日の審査会の議事が円滑に行われますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大橋保険課課長補佐

それでは続きまして、委員の方々のご紹介を申し上げます。

共同通信社編集局生活報道部長論説委員の香高重美委員でございます。

日本大学商学部教授の岡田太委員でございます。

上智大学名誉教授の甘利公人委員でございます。

農業者の森谷裕美委員でございます。

全国漁青連副会長の内田政男委員でございます。

弁護士の吉田桂公委員でございます。

東京海上日動火災保険（株）船舶営業部海洋開発室課長代理の深山恵美委員でございます。

専修大学法学部教授の遠山聡委員でございます。

（株）水産経済新聞社編集局局長代理の川村純子委員でございます。

全国漁青連副会長の川畑友和委員でございます。

福井県立大学経済学部 経済学科 教授の清水葉子委員でございます。

東京海洋大学 海洋科学部 海洋政策文化学科 准教授の工藤貴史委員でございます。

(株) 水産タイムズ社取締役水産タイムス編集長の松田陽平委員でございます。

(公社) 全国消費生活相談員協会参与の渡邊千穂委員でございます。

本日出席の14名の委員をご紹介させていただきました。

京都大学大学院農学研究科教授の松下秀介委員におかれましては、本日、ご欠席でございます。

引き続きまして、農林水産省の出席者を紹介させていただきます。

まず、審議官の松尾でございます。

水産庁漁業保険管理官の神田でございます。

経営局保険課長の福島でございます。

以上でございます。

また、本日使用する会議資料につきましては、事務局より委員の皆様宛てに事前に送付いたしましたとおりです。お手元でございますでしょうか。会議次第、会議資料一覧のほか、資料1は、本審査会委員の名簿です。

資料2は、農漁業保険審査会についてです。

改めて申し上げますと、本審査会は、農業保険法に基づき、農業保険、漁船保険、漁業共済において、農業共済組合連合会等と政府との間の再保険に関する不服が申し立てられた際に審査する機関であり、農業再保険部会、漁船再保険部会、漁業共済保険部会の3部会で構成されます。

資料3は、その審査会の関係法令集です。

資料4の①から④は、各制度の概要資料です。内容については、各自ご確認願います。

本日、ご審議いただく事項といたしましては、会議次第にありますとおり、会長の互選、各委員が所属いただく部会の指名、部会長の互選及び部会長代理をお決めいただくこととなっております。

なお、ご発言をされる際は挙手をしていただき、司会からの指名があった上で、ご発言いただきますよう、お願いいたします。

報道関係の方のカメラなどによる撮影は、これ以降はご遠慮ください。よろしく願います。

○大橋保険課課長補佐

それでは、はじめに、農漁業保険審査会令第2条第1項の規定によりまして、本審査会の会長を皆様の互選により決めることになっております。どなたかご推薦をしていただければ幸いですと思いますが、いかがでしょうか。

○香高委員

大変僭越でございますが、提案させていただきます。

大変ご苦勞の多いお役目かと存じますけれども、会社法、保険法に精通されている、甘利委員にお願いしてはどうかと思います。

○大橋保険課課長補佐

ただ今、香高委員から甘利委員に会長をお願いしたらどうかというご提案がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

全員異議なしということで、甘利委員が会長に選任されました。

それでは、甘利会長からご挨拶をお願いするとともに、今後の議事進行をお願いいたします。

○甘利会長

只今、農漁業保険審査会会長に選任されました甘利でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審査会は、農業保険法の規定により設置されており、農業共済組合連合会などが、政府の行う農業再保険、漁船再保険及び漁業共済保険に関して不服があるときに、本審査会に審査を申立てることができることとされています。

本審査会において審査を行うこととなった場合には、保険等に関する専門的な議論が必要となりますので、委員の皆様には幅広い視点からご議論いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

本日の会議につきましても、円滑な進行にご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○甘利会長

それでは、ただいまから議事を進行させていただきます。まず、農漁業保険審査会令第2条第3項の規定によりますと、会長の職務を代理する委員については、会長があらかじめ指名するというようになっております。

そこで、海洋政策、漁業経済等に精通する工藤委員に会長代理をお願いするということにさせていただきますと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしということで、会長代理は工藤委員をお願いするということにさせていただきます。

○甘利会長

次に、農漁業保険審査会につきましては、農漁業保険審査会運営規程第5条第1項の規定

に基づき、農業再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会を置きまして、所掌事務を分掌することとなっておりますので、農漁業保険審査会令第4条第2項に基づき、私の方から、各部会に所属していただく委員を指名させていただきます。

まずは、農業再保険部会ですが、香高重美委員、岡田太委員、松下秀介委員、森谷裕美委員、私、甘利公人でございます。

次に、漁船再保険部会ですが、内田政男委員、吉田桂公委員、深山恵美委員、遠山聡委員、川村純子委員でございます。

最後に、漁業共済保険部会ですが、川畑友和委員、清水葉子委員、工藤貴史委員、松田陽平委員、渡邊千穂委員でございます。

ただいま、指名させていただきました内容につきましては、後日、「農漁業保険審査会部会所属委員名簿」として、各委員に送付させていただきます。

○甘利会長

それでは引き続きまして、農漁業保険審査会令第4条第3項の規定に基づきまして、部会ごとに部会長の互選をしていただき、選出された部会長から、農漁業保険審査会令第4条第5項の規定に基づき部会長の職務を代理する委員を指名していただきたいと思います。

Webのグループを各部会単位に切り替えますので、それぞれの部会ごとにご相談いただきたいと思います。なお、各部会ごとのWebのグループには、それぞれ事務局も加わりますので、部会長と部会長代理が決まったら、該当の事務局にその旨報告ください。

(部会ごとに相談)

それでは再開します。事務局は、各部会ごとに決定した部会長及び部会長の職務を代理する委員の報告をお願いします。

○大橋保険課課長補佐

各部会の互選結果の連絡をいただきましたので、ご報告をさせていただきます。農業再保険部会長に甘利委員、漁船再保険部会長に遠山委員、漁業共済保険部会長に工藤委員が選任されました。

また、農業再保険部会長の職務を代理する委員として松下委員、漁船再保険部会長の職務を代理する委員として吉田委員、漁業共済保険部会長の職務を代理する委員として清水委員が、各部会長より指名されました。

○甘利会長

これにて、各部会長及びその職務を代理する委員が決定しましたので、よろしくお願いたします。

議題の最後の「その他」ということでございますが、何かございますでしょうか。特にございませんでしたらこれで閉会といたします。

○大橋保険課課長補佐

それでは、以上をもちまして、本日の議事につきましては、すべて終了しました。これをもちまして本日の審査会は、閉会といたします。本日はご協力いただきありがとうございます。

(以 上)